〇 室蘭市墓園条例 新旧対照表 第1条関係

(昭和45年条例第15号)

改 īF 後 改 īF 前 (名称及び位置) (名称及び位置) 第3条 墓園の名称及び位置は、次のとおりとする。 第3条 墓園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
室蘭市望洋台霊園	室蘭市神代町103番3、106番1、
	107番1、108番、109番、11
	0番、111番1、111番2、112
	番、113番、114番、115番2、
	118番3、119番3、120番3、
	131番、133番、134番、135
	番、136番、161番、162番、1
	63番

(代理人の選定)

- 第14条 墓地使用者は、市外に住所を移すとき、又は 第5条第4項の規定に該当するときは、市内に住所を 有する者を代理人に選定することができる。
- 3 墓地使用者は、代理人を選定したときは、その旨を 速やかに市長に届け出なければならない。

(指定管理者による管理)

- 第18条 市長は、墓園の管理運営上必要と認めたとき は、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67 号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をい う。以下同じ。)に墓園の管理を行わせることができ る。
- 2 前項の規定により指定管理者に墓園の管理を行わ せる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる とおりとする。
 - (1) 施設の運営及び維持管理に関する業務(市長 が定めるものを除く。)
 - (2) 施設の安全対策に関する業務
 - (3) その他施設の管理に関する業務で市長が必要 と認める業務

(準用規定)

第19条 墓園の管理については、この条例に定めるも ののほか、室蘭市都市公園条例(昭和35年条例第1 4号)の規定を準用する。

(委任)

第20条 この条例の施行について必要な事項は、市長 第19条 この条例の施行について必要な事項は、市長 が別に定める。

_		100 12151 000				
	名称	位置				
	室蘭市望洋台霊園	室蘭市神代町115番地の2				

(代理人の選定)

- 第14条 墓地使用者は、市外に住所を移すとき、又は 第5条第4項の規定に該当するときは、市内に住所を 有する者を代理人に選定して、市長に届け出なければ ならない。
- 2 代理人は、当該使用者に代わり義務を負うものとす 2 代理人は、当該使用者に代わり義務を負うものとす る。

(新設)

(新設)

(準用規定)

第18条 墓園の管理については、この条例に定めるも ののほか、室蘭市都市公園条例(昭和35年条例第1 4号)の規定を準用する。

(委任)

が別に定める。

〇 室蘭市墓地条例 新旧対照表 第2条関係

(平成5年条例第16号)

改	ĪĒ.	後			改	正	が カーボック 一方	
			T			 		
(名称及び位置)			(名称及	なび位置)		
第2条 墓地の名	称及び位置は、	次のとおりとする。		第2条 墓	地の名	称及び位置は	、次のとお	りとする。
名称		位置		名	称		位置	
室蘭市舟見町墓地	室蘭市舟見町2	丁目92番1、92番		室蘭市舟	見町墓地	室蘭市舟見町	2丁目92番	1、92番
		4番、95番、95番1				3、93番、9		1
		、95番65、95番6 <u>、95番68</u> 、95番6				1、95番66		
		<u>、103番08</u> 、33番0 、103番、104番1				5、103番		7、30番7
	室蘭市山手町2	丁目95番7、95番8				室蘭市山手町	2丁目95番	7、95番8
	1、95番82	、95番83				1、95番8	2、95番8	3
(略)				(略)				
(代理人の選定)				(代理人の選定)				
第8条 使用者は	、市外に住所を	移すときは、市内に位	È	第8条 傾	世用者は、	、市外に住所	を移すときに	は、市内に住
所を有する者を	代理人に選定す	<u> </u>		所を有す	トる者を	代理人に選定	して、市長に	に届け出なけ
				ればなら	らない。			
2 代理人は、当該	核使用者に代わ	り義務を負うものと	上	(新設)				
<u>る。</u>								
		ときは、その旨を速	<u> </u>	(新設)				
かに市長に届け		らない。						
(指定管理者に			_1.					
第12条 市長は、墓地の管理運営上必要と認めたとき			_ -	(新設)				
は、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67								
号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をい								
う。以下同じ。)に墓地の管理を行わせることができ			*					
<u>る。</u>	トルセ学祭和	者に墓地の管理を行る						
とおりとする。	せる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる							
(1) 施設の運営及び維持管理に関する業務(市長			∰.					
	のを除く。)		_					
(2) 施設の		トろ業務						
		する業務で市長が必要	更					
と認める業		, ±/13// • · · PS/· A]	_					
(委任)				(委任)				
	例の施行につい	て必要な事項は、市	₹	,	この条	例の施行につ	いて必要な	事項は、市長
が別に定める。				が別に気			-2,0	, , , , , ,